

☆\*\*\*\*\*☆

## ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

### 【メルマガ内容】

DB基金（○）      DB規約（○）      DC      （○）  
厚年基金（○）      会計基準（ ）      その他      （ ）

### 【タイトル】 第26回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2023年9月8日、第26回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。

今回の部会では、前回の第25回部会にて示された視点※のうち、「（視点1）働き方・ライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築」について、議論が行われました。

※2023年7月27日発行メルマガ「第25回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について」

[https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/magazine/n369\\_nenkin\\_magazine\\_20230727.pdf](https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/magazine/n369_nenkin_magazine_20230727.pdf)

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35109.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35109.html)

### 【議事】

○冒頭、事務局より資料1についての説明が行われました。

#### 1. 視点1. 働き方・ライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築について (厚生労働省HP 資料1をもとに記載)

##### ①拠出限度額について

- ・ 現行制度の成立経緯・考え方について
  - － 企業型 DC の拠出限度額の考え方
  - ／ マッチング拠出における限度額の考え方 等
- ・ 令和2年改正・令和3年度税制改正での見直し内容とその考え方

- ・私的年金の現状
  - －DBの掛金額の状況／企業型DCの掛金総額別の加入者割合／企業型DCの年齢階層別の掛金総額の分布／マッチング拠出の導入状況／iDeCoの掛金総額別の加入者割合 等
- ・働き方・ライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築に関する議論
  - －穴埋め型／共通の非課税拠出枠／生涯拠出枠／キャッチアップ拠出 等

## ②iDeCoの加入年齢の引上げ・受給開始可能年齢の引上げについて

- ・資産所得倍増プラン
- ・iDeCo加入年齢に関する制度の現状
- ・iDeCo受給年齢に関する制度の現状
  - －iDeCo老齢給付金の年齢別受給開始割合 等

## ③受給のあり方について

- －確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の現状／退職金の使用目的 等

## ④その他

- ・私的年金に係る税制について
- ・国民年金基金について

○これらの事項を踏まえ、議論が行われました。

## 2. 委員からの意見（オブザーバーの意見も含む）（一部抜粋）

- ・企業型DCの拠出限度額は、厚生年金基金の望ましい上乗せ水準を勘案して設定されている。厚生年金基金が残り5基金となる中、この考え方について改める必要がある。
- ・マッチング拠出の加入者拠出額を事業主掛金額以下とする制限については、撤廃すべき。現行の制度だと、老後所得を増やすことに繋がらない。DC実施事業主へのアンケート（参考資料1）においても、制限撤廃を求める意見が多い。
- ・マッチング拠出の制限を撤廃すると、企業が事業主掛金を増やすというインセンティブを阻害する懸念がある。
- ・「穴埋め型」「共通の非課税拠出枠」「生涯拠出枠」「キャッチアップ拠出」については、議論を進めたい。一方、企業年金が本来退職金由来であることを踏まえ、慎重な検討を行う必要がある。特に、現行拠出限度額が設けられていないDBにおいては制約となり、企業年金制度の普及拡大の流れに逆行する可能性もある。
- ・iDeCoの加入年齢の引上げについては、公的年金との関係を踏まえて議論すべき。

- DC の老齢給付金受給において、一時金の選択率が 9 割となっている。年金受取を制度的に推進できないか。年金受取の事務は煩雑と聞いている。手続き面でも年金を選択しやすくすることが必要。また、税制面での違いも受け取り方法に影響を与えていると考えられる。
- 年金受取を増やす施策として、国民年金基金や企業年金連合会の通算企業年金の活用も考えられる。
- 一時金受取より年金受取の方が良いとは一概には言えない。一時金を受け取った後、どのように使っているかが問題。
- (「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」に盛り込まれた) 退職所得課税の見直しについて、現時点では詳細は不明だが、仮に退職所得課税が強化されるのであれば、拠出限度額の引上げや特別法人税の撤廃の議論もセットで進めるべき。
- 私的年金制度を利用している企業の利便性の向上の他、現在制度を活用していない団体が制度を導入しやすくする、という視点も大切。制度の簡素化を実施するべき。

最後に、事務局より、次回の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

\*\*\*\*\* メール配信サービス (年金NEWS・メルマガ) \*\*\*\*\*

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

\*\*\*\*\*

日本-年基-202309-170-0245-D